

令和3年第7回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和3年7月15日(木) 午前8時50分～午前9時15分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (4人)

1番 佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
9番 工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄

8 付議案件

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第18号 農地の転用事実に関する照会について
 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第29号 公売買受適格者の証明について

9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	大 溝 恵 水
農政農地係長	福 士 博 幸
主 査	外 川 勝 彦
主 査	櫻 田 一 久
主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第7回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番石澤孝知委員、13番佐山秀夫委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第16号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年6月受理分は、相続が6件、総面積56,745㎡、田が14筆21,524㎡、平畑が15筆25,916㎡、樹園地が5筆9,305㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

工藤主事	報告第17号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号41番は、竹鼻字北野田の田、3筆合計1,469㎡を賃借人の都合により令和3年6月10日に合意解約したものです。 受付番号42番は、馬場尻南の田、5,048㎡を賃貸人の都合により令和3年6月17日に合意解約したものです。 受付番号43番は、大川原字橋向の田、5筆合計4,103㎡を賃貸人の都合により令和3年6月23日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第18号「農地の転用事実に関する照会について」を事務局から報告お願いします。
櫻田主査	報告第18号は、青森地方法務局弘前支局から別紙土地の地目変更登記について照会があったので、現地調査等の結果に基づき、別紙のとおり報告するものです。 別紙6ページから説明します。 受付番号1番の土地表示は、板留字大川添、地目は田、面積は2筆合計432㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 都市計画法関係は用途地域外、農振法関係は農用地区域外、現況地目は、「非農地」、転用許可等の有無とその内容については、転用許可は「無し」であり、許可を得る必要がない案件である旨、法務局へ令和3年6月18日付けで報告をしております。 なお、照会のあった土地については、農地法が施行される前から原野として利用されている所であります。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	農地法が施行される前からというのは、ずっと前から畑としては作っていないくて、雑木等があったと理解していいんですか。
櫻田主査	そういうことになります。
議長	ほかに質問ございませんか。

委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第27号につきましては、9番工藤元伸委員、12番佐藤国雄委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 （工藤元伸委員、佐藤国雄委員退席） それでは、議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第27号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 8ページをご覧ください。 今回の申請は、賃借権設定が1件、所有権移転が6件です。 （1）賃借権設定です。 受付番号13番は、上十川字山元の樹園地、4,175㎡を経営規模拡大のため貸借するものです。 （2）所有権移転です。 受付番号17番は、馬場尻南の田、5,048㎡を親から別世帯の子へ贈与により、取得するものです。譲受人は、新規農家のため、後ほど聞き取り調査をした委員より報告があります。 受付番号18番は、上十川字大野四番の田、2筆合計1,182㎡を経営規模拡大のため売買で取得するものです。 受付番号19番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、4,330㎡を経営規模拡大のため売買で取得するものです。 受付番号20番は、追子野木三丁目の田、109㎡を贈与により取得するものです。 受付番号21番は、大川原字菰森の田、1,204㎡を経営規模拡大のため売買で取得するものです。 受付番号22番は、袋字村元の田、2筆合計2,813㎡を経営規模拡大のため売買で取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。

議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った10番佐藤孝文委員に報告をお願いします。
佐藤孝文委員	今回申請があった農地について、去る7月6日、佐山秀夫委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、7月5日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) の賃借権設定です。 受付番号13番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培をすることとしています。 (2) の所有権移転です。 受付番号17番は、贈与のための申請です。現況は田で、権利取得後は米の栽培をすることとしています。新規農家ですので、聞き取り調査した結果を報告します。申請人は、実家が農家で、父親のもとで15年程農作業の手伝いをしています。申請に至った理由としては、父親が高齢となり、耕作していくことが難しくなってきたため、経営する農地を少しずつ贈与することになったとのこと。農業機械に関しては、父親から借入れすることです。会社も経営しているため兼業農家として営農していくつもりでいるそうです。 米は農協への出荷を予定しており、農業を経営することに問題はないと思われます。 受付番号18番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。現況は田で、権利取得後も米の栽培を行うこととしています。譲渡人は、会社勤めで営農するのが困難となったため申請に至ったものです。 受付番号19番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。現況は樹園地で、権利取得後もりんごの栽培を行うこととしています。譲渡人は、病気により営農が困難となったため、申請に至ったものです。 受付番号20番は、贈与のための申請です。現況は田で、権利取得後も米の栽培を行うこととしています。譲渡人は、高齢により農作業に従事できなくなったため、申請に至ったものです。 受付番号22番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。現況は田で、権利取得後はりんごの栽培を行うこととしています。譲渡人は、会社勤めのため農地を管理していくことが困難となったため、申請に至ったものです。 今回申請があった7件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。 (工藤元伸委員、佐藤国雄委員指定席に着く) 次の議案第28号につきましては、1番佐藤陽介委員、2番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐藤陽介委員、今隆俊委員退席) それでは議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	議案第28号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が4件、所有権移転が6件です。 別紙12ページから説明いたします。 (1) 賃借権設定です。 受付番号99番は、牡丹平字浅沢の畑、2,447㎡を5年間10a当たり4,700円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号100番は、田中の田ほか、9,545㎡を10年間10a当たり14,000円で、再設定するものです。 受付番号101番は、浅瀬石字稲村の田、2,081㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号102番に関しては、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号102番は、富田の田、3,037㎡を10a当たり12,000円で期間は10年です。 (2) 所有権移転です。 受付番号31番は、三島字宮元の田ほか、11,370㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号32番は、松原の田、865㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号33番は、馬場尻下の田、5,085㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号34番は、袋字村岡の樹園地、3,409㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号35番は、大川原字橋向の田、1,165㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号36番は、大川原字橋向の田、6, 222㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	確認なのですが、99番の樹園地の賃借料が安いような気がするんですが、何か理由があるんでしょうか。
外川主査	99番の樹園地の賃借料が安いというのは、貸人の意向で、賃借料は当該地区の開拓パイロット事業の個人負担金の残額のうち、年間の自己負担分を賃借料としたいということによるものです。
議長	ほかに質問ございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第28号は、原案のとおり決定いたします。 (佐藤陽介委員、今隆俊委員指定席に着く) 次に、議案第29号「公売買受適格者の証明について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第29号は、農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 18ページをご覧ください。 受付番号1番から3番は、土地表示は東野添字長坂道北、登記地目が畑、現況地目が畑、面積は9,666㎡で、願出人及び申請理由は記載のとおりです。 今回申請されている土地は、りんご研究所の品種改良等の試験研究用の圃場であった場所で、土地の集積・効率化を図るために競争入札により売却されます。 買受適格証明は、入札に参加する資格を有する農家であることを証明するために必要となります。 今回の申請では、農地法第3条第2項各号に該当しないため、買受適格者の要件をすべて満たしていると考えられます。 以上です。

議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第29号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第7回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時15分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和3年7月15日 議 長 水立 康行  議事録署名者 石澤 孝知  議事録署名者 佐々 秀夫 